

文化政策のなかの映画館

—ノルウェーの市営映画館についての調査研究—

石垣尚志

Cinema in Cultural Policy
Research on the Municipal Cinemas in Norway

ISHIGAKI Takashi

1. はじめに—この研究テーマに至った背景

1) これまでの研究内容

これまでの映画館に関する研究内容は、大きく3つに分けることができます。

第一に、映画館の地域社会における文化的な場としての役割、または地域活性化・まちづくりに関わる役割に着目した研究です。事例とするのは地方都市の映画館（とくに映画館が少ない地域あるいは閉館してしまった地域）で、具体的には埼玉県深谷市「深谷シネマ」、広島県尾道市「シネマ尾道」、大分県日田市「日田リベルテ」などです。2002年に開館した深谷シネマは深谷市の中心市街地活性化事業の中に位置づけられています。

第二に、映画を上映するだけでなく、映画・映像の創造に関わる映画館を取り上げて、地域における映画館を核とした映画・映像制作、あるいは地方都市の映画館の文化創造における役割に着目した研究です。事例としたのは、北海道函館市「シネマアイリス」と札幌市「シアターキノ」です。シネマアイリスは、映画館が中心となって函館出身の作家・佐藤泰志の小説を映画化しました（『海炭市叙景』『そのみにて光輝く』『オーバー・フェンス』『きみの鳥はうたえる』）。シアターキノは、2005年から「中学生映画制作ワークショップ」を行い、2014年にはワークショップの成果として劇場公開作品『茜色クラリネット』を制作・公開しました。また、2016年には「札幌国際芸術祭 2017」CM映像制作ワークショップを行い、高校生から大学院生の約20名が5チームに分かれて「札幌国際芸術祭 2017」の公式CM映像を制作しました。

最後に、東日本大震災被災地の岩手県沿岸部と宮城県石巻市における映画上映会を事例として、被災地復興における映画・映画上映の役割を考察してきました。岩手県沿岸部では、宮古市の映画館「みやこシネマリン」が約700回をこえる巡回上映会を仮設住宅・復興住宅で行っています。石巻市では街に「楽しさ」と「にぎわい」をつくりだすために、夏祭りの野外上

映会と定期的な上映会を行っています。

2) 映画館と地域・観客の関係

映画館に関する先行研究は、大きく2つに分けることができます。まず、文化政策研究の分野における映画政策 (film policy) に関する研究があり、多くの場合、欧米諸国の政策が研究対象とされ、そのなかでもとくに「映画製作支援」に関する政策・事業の考察に重点が置かれています。つぎに、初期映画と映画館・観客の関係を考察するもの、そして映画館での映画体験を論じるものがあります¹。

これらに対して本研究の問題関心は、「映画館と観客」「映画館と地域」「映画館という場の機能」にあります。先行研究のなかでも部分的に言及されることはありますが、直接的に問われることはほとんどありません。

これまでの研究活動を通して、映画館は娯楽産業でありつつ、地域社会において文化的・社会的な役割を担うものではないかという問いを持つようになっていました。「映画館と地域・観客」を対象として、映画館・映画上映の地域社会における役割を考えることは、どのようにして可能だろうか。どのような視点・分析枠組みが必要だろうか。そのようなことを考えていたときに出会ったのが、Ove Solum によるノルウェーの映画館法 (Cinema Act) と市営映画館 (municipal cinemas) についての論文でした²。以下、ノルウェーの映画館法と市営映画館の成立の経緯を考察していきます。

2. ノルウェーの映画館法と市営映画館

1) ノルウェーの映画館の現状

映画館法 (1913 年) と市営映画館の経緯を考察する前に、現在のノルウェーの映画館事情について紹介します (表 1)。

「1 スクリーン当たりの人口」の数値は、人口が少ないほどスクリーン数が多い (スクリーン密度が高い) ことを示します。日本の 36,556 人に対してノルウェーは 11,319 人であり、日本よりもノルウェーのほうが映画館スクリーン数が多いということになります。ヨーロッパにおいては、ドイツ (1.7 万人)、イギリス (1.5 万人)、スウェーデン (1.2 万人) よりも多く、フランスと同程度の数値です。ノルウェー統計局によると、約 93% の居住地は 25 km 以内に映画館があります³。「1 人当たり年間入場回数」は 2.3 回で、日本よりもノルウェーの方が映画館で映画を観る人の数が多いことを示しています。この数値はヨーロッパ諸国でも上位に位置するものです。日本では主要都市で 2 回程度、地方で 0.7~1 回であり、映画館が多い都市圏が国内平均を押し上げています。ノルウェーでは地方で国内平均より回数が多いところもあります。

全国各地に映画館があり (「1 スクリーン当たりの人口」が少ない)、比較的多くの人が映画館で映画を観る。このような状況の背景に、映画館法と市営映画館の存在があると考えられています。⁴

表1 ノルウェーと日本の映画館（2018年）⁵

	ノルウェー	日本
人口	532万	1.26億
映画館入場者数	12,122,109	174,483,000
1人当たり年間入場回数	2.3	1.4
映画館数	208	587(2017年)
スクリーン数	470	3,561
1スクリーン当たりの人口	11,319	36,556
映画チケット代(大人)	1,200～1,500円	1,600～1,900円

2) 映画館法の成立まで

1895年、リュミエール兄弟が初の映画上映を行いました。その翌年(1896年)、北欧で初の映画上映がノルウェーの首都クリスチャニア市(現オスロ市)で行われました。1904年、クリスチャニアで国内初の常設映画館が開業し、1906年には26館になりました。映画が大衆的な娯楽として広まり、映画館が人気のある娯楽施設になると同時に、映画という新しいメディアに対する反対・抗議が大きくなり、全国的な反対運動へと展開していきました。

映画への反対・抗議は「扇情的」な映画によって、とくに子供や若者の道徳観に悪影響が及ぼされるというものでした。そして映画の検閲と映画上映の公的なコントロールが求められました。また、映画には教育的・啓蒙的な機能があることも指摘され、そのためにも映画上映は民間事業者ではなく公的機関が担うべきだ(とくに地域の状況に合わせた事業を行うためにも地方自治体が担うべきだ)と主張されました。

このような反対運動の広がりを受けて、1913年に「映画館法」(「映画上映に関する法律」、Lov om offentlig forevisning av kinematografbilleder (Act of public exhibition of cinematographic images))が制定されました。この法は、映画の検閲制度(主に年齢制限を規定)と映画館運営のライセンス制度を定めるものです。第一条には「映画を一般に上映する者は市議会あるいは議長、もしくは議長が権限を与えたものからの許可を得なければならない」とあり、映画館運営に対する許認可(ライセンス)の権限は自治体に与えられています。

映画館法の施行後、民間事業者にライセンスが与えられるのではなく、自治体が映画館を所有・運営するという方法が選択されるようになりました。それは、「映画には教育的・啓蒙的な機能があるから、映画上映は公的機関が管理すべきだ」という考えにもとづくものです。その後、徐々に、映画館の経済的な収益力が重視されるようになり、自治体による映画館の所有・

運営（市営映画館）は全国に広がっていきます。

3) 市営映画館システムの成立

自治体の映画館運営への参入に対して、保守系の政治家や映画産業からは反対の声が上がりました。そのような反論に対して、市営映画館を正当化するために、まず映画館に教育的・啓蒙的な機能があること、そしてその機能は公的機関が責任を持つべきだという考えが出されました。さらに、映画館の経済的な収益力も重視され、自治体が運営することで、映画館の収益を他の文化事業に活用できると主張されました。

市営映画館は「教育・文化」と「経済」という価値を地域社会に提供できるものとされ、市営化に対する反対の声は小さくなり、徐々に全国に広まっていきます。既存の民間映画館を自治体を買収したり、あるいは自治体が新たに映画館を建設したりすることで、市営映画館の数は増えていきました。そして 1925 年、首都オスロ市が市内映画館の全てを買収することにより（「オスロ市営映画館」の設立）、市営映画館の国内興行収入シェアは約 90% になりました（これは 2013 年まで続く）。この時点で、他の国ではほとんど例を見ない、ノルウェー独自の「市営映画館システム（municipal cinema system）」が誕生したとされています。

4) 映画の低迷期と市営映画館

1960 年にテレビが登場し、映画館観客数は減少するようになり、1970 年代半ばには最盛期の半分になりました。中小自治体の市営映画館は赤字経営になり、市営映画館を正当化する理由であった「経済的な収益力」が成立しなくなります。

一方、この時期（60～70 年代）、とくにヨーロッパにおいて、有名な映画監督の登場によって映画が「芸術」と認識されるようになりました（Solum 2016:188）。そして、芸術的な映画と娯楽映画を提供する市営映画館は地域社会にとって芸術的・文化的な価値があると考えられるようになります。経済的な収益とは関係なく、多様な映画を全国各地の国民に提供するためには市営映画館を存続させることが必要だという考えが出てきます。「芸術としての映画」、とくにヨーロッパの「質の高い映画（quality film）」の配給・上映への支援の必要性は文化省の白書でも強調されました。また、地域社会における映画館の価値が強調されるようにもなりました。

5) 多様性、質、アクセス：文化政策のなかの映画館

1980 年代以降、ノルウェーの映画政策の目標は「多様性、質、アクセス」という 3 つのキーワードでまとめられています。多様で質の高い映画を製作・提供すること、そして居住地域に関係なく（どこに住んでいても）、映画へのアクセスを保証することが国の映画政策の目標とされ、その政策目標を実現する重要な手段のひとつとして市営映画館が位置づけられました。多様で質の高い映画としては、世界各国の質の高い映画（quality film）、上映機会が限られる映画、ノルウェー映画、ドキュメンタリー映画、子ども・若者向け映画が含まれます。文化省白書には「(略) 分権的な映画館システムを維持することが目的である⁶。それは国際的に見ても、

娯楽映画と芸術映画の両方を偏りなく全国に提供している」と述べられています。

6) 地域の文化センターとしての映画館

文化政策のなかの映画館として、ひとつの市営映画館を例として取り上げます。中小都市では、多様で質の高い映画を提供する役割に加えて、地域の文化的な活動の場（あるいは地域の文化の核）という役割を担っています。

ラーナ市はノルウェー北部に位置し、人口 2.6 万人（中心部のモー・イ・ラーナは 1.8 万人）です。ラーナ市営映画館は 2 スクリーン、459 席で、1 日 6～8 回の上映を行い、年間約 65,000 人が訪れます。これは市民 1 人当たり年間 2.5 回で、国全体の 2.3 回を上回る数値です。市中心部にある市庁舎に併設する文化センターのなかに、図書館やコミュニティセンターとともに映画館があります。市庁舎と文化施設の建設計画は 1964 年に発表され、そのなかで文化的な機能を備えることが重視されました。ここで指摘しておきたいことは、映画館観客数が激減した 1960 年代～70 年代にラーナ市営映画館の建築が行われたことです。映画上映による収益ではなく、文化的な機能を持つものとして映画館が捉えられていることがわかります。



図 1 市庁舎（右）と文化センター（左）

出典：The Arctic University of Norway の WEB サイト
(<https://arkitekturguide.uit.no/items/show/1226>)



図2 ラーナ市営映画館

出典：ラーナ市営映画館のWEBサイト

(<https://www.ranakino.no/incoming/article1400223.ece>)

7) 市営映画館の民営化

1980年代、ノルウェーではテレビ・ラジオの規制緩和が行われ、多チャンネル化になりました。そして他の分野にも規制緩和・民営化が必要だという主張が大きくなり、その影響は1990年代になって映画産業にも及びます。1997年、スウェーデン資本の映画館チェーンであるSF Kinoが中規模6市でライセンスを取得し、興行収入シェアの約20%を占めるようになりました。2013年、国内第2の都市であるベルゲン市が市営映画館の経営権49%をSF Kinoに売却、首都オスロが市営映画館の全てをNordisk（デンマーク資本）に売却して、民間映画館チェーンが国内映画興行シェアの約60%を占めるようになりました。

オスロでは、2018年、民間映画館チェーンのOdeon（旧SF Kino）が14スクリーンを備える新しい映画館を開業しました。さらに同年、国内初の独立系映画館（いわゆるミニシアター）であるVegaも開館しました。オスロでは、市営映画館の独占時代よりも映画館数・スクリーン数は増え、それまで存在しなかったミニシアター・名画座の機能を持つ映画館（ロードショーで上映が終了した作品を再上映する映画館）が登場しました。

市営映画館の民営化が進むなかで、民営化への懸念がいくつか出されていました。代表的なものは、外国資本の映画館チェーンの独占によって、文化の多様性が損なわれるのではないかと、上映される作品の画一化（ハリウッド映画の独占）が進むのではないかとというものです。しかしながら、現時点では、そのような状況は見られません。オスロではむしろ映画上映の状況は

多様化しているといえます。これには2つの要因が考えられます。ひとつは、そもそも映画市場が小さいこと。全国各地では、民間であれ市営であれ、ひとつの映画館がその地域を独占する状態で、複数の映画館があるのはオスロ市のみです。観客の多様なニーズに応えることが映画館の経営戦略になるため、民間であれ市営であれ、観客に合わせて多様な映画が上映されていると考えられます。ふたつは、民営化しても映画館は文化政策のなかに位置づけられていること。映画館運営の許認可権は自治体が持っており、運営が民間事業者であったとしても、映画館には「多様性、質、アクセス」という目標に合った上映プログラムが求められます。そのために、上映作品の多様性は維持されていると考えられます。

今後、どのように変化していくのか、あるいは「多様性、質、アクセス」がどのように維持されていくのか、研究を続けていきたいと考えています。

3. 授業への反映

社会と芸術・文化の関係について、大きく分けてふたつの視点（の対立）があります。ひとつは、芸術には本質的に芸術そのものの価値があり、したがって芸術への公的支援は正当化されるというものです。ふたつは、芸術の価値は、それが社会に対してどのような価値をもたらすかが問題である。したがって、社会に役立つ限りにおいて芸術への支援が正当化されるというものです。また、価値があるものは人びとに支持されることになるから、それは経済（市場）にまかせるものであって公的な支援は必要ないとも主張されます。

映画は産業・娯楽であり芸術文化でもあるという特徴を持ちます。したがって、社会と芸術・文化の関係を考えるとき、映画は最適な事例になると考えています。映画政策に関する先行研究でも、文化であり産業でもある映画は、文化政策・創造産業研究の分野において、事例研究や実証的研究のために有益な視点をもたらすと指摘されています（Hill and Kawashima 2016:668）。

さらに、映画・映画館を考えることで、芸術文化や芸術文化産業に対するイメージを広げることができると考えています。一般的に、芸術・文化（への支援）というとき、創作物や創作者（への支援）がイメージされるでしょう。このことは、講義や演習科目で聞いた学生の意見にも共通するものです。それに対して、製作・配給・興行という視点から映画を考えること、あるいは「映画館と観客」の関係から映画文化・産業を考えることで、複数の視点から芸術・文化を考える視点を伝えることができると考えています。

[付記] 本稿は、文化社会学部 2019 年度第 3 回（通算第 7 回）研究交流会（2019 年 10 月 23 日 14 号館 14-405 教室）で行った報告の記録である。

註

¹ 初期映画と映画館・観客の関係については、Hansen (1991)、加藤 (2006)、上野 (1983) などがある。映画館での映画体験（映画を観る意味、映画体験の意味）について

は、Barthes (1982=1984)、長谷 (2000) などがある。

² Ove Solum. 2010. "The municipal cinema system in Norway and the digital turn." *Journal of Scandinavian Cinema*. 1(1): 31-36.

³ ノルウェー統計局 (<https://www.ssb.no/en/kultur-og-fritid>)。

⁴ ノルウェーの映画政策の歴史については、主に Aas (1994)、Asbjørnsen & Solum (1999)、Asbjørnsen & Solum (2003)、Solum (2010)、Solum (2016) を参照しました。

⁵ ノルウェーの通貨はノルウェークローネで、ここでは1クローネ=12円で換算した数値を示しました。データは Film & Kino(2019)、コミュニティシネマセンター (2018) を参照しました。

⁶ St. meld. nr.17(White Paper. No.17) (1981-82),p.79.

参考文献

Aas, Nils Klevjer. 1994. "Municipal Cinemas 1910 – 1925: building a unique exhibition." Jostein Gripsrud ed. *History of moving images: reports from a Norwegian project*. Research Council of Norway:

Asbjørnsen, Dag & Solum, Ove. 1999. «Public service cinema?: on strategies of legitimacy in policies for Norwegian cinema." *International Journal of Cultural Policy*. 5(2):269-291.

Asbjørnsen, Dag & Solum, Ove. 2003. "The Best Cinema System in the World?" *Nordicom Information*. 1-2: 83-99.

Barthes, Roland. 1982, *L'obvie et L'obtus*. Éditions du Seuil. (=1984、『第三の意味：映像と演劇と音楽と』みすず書房、沢崎浩平訳)

コミュニティシネマセンター、2018、『映画上映活動年鑑 2017』。

Hansen, Miriam. 1991. *Babel & Babylon: Spectatorship in American Silent Film*. Harvard University Press.

長谷正人、2000、『映像という神秘と快楽：〈世界〉と触れ合うためのレッスン』以文社。

Hill, John & Kawashima, Nobuko. 2016. "Introduction: film policy in a globalized cultural economy." *International Journal of Cultural Policy*. 22(5): 667-672.

加藤幹朗、2006、『映画館と観客の文化史』中央公論新社。

Solum, Ove. 2010. "The municipal cinema system in Norway and the digital turn." *Journal of Scandinavian Cinema*. 1(1): 31-36.

Solum, Ove. 2016. "The rise and fall of Norwegian municipal cinemas." Mette Hjort & Ursula Lindqvist eds. *A Companion to Nordic Cinema*. Wiley Blackwell: 179-198.

上野昂志、1983、『映画＝半英雄たちの夢』話の特集。